

### 3-8 「屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積」に関する 基準の解説

#### (1) 眺望景観の保全

##### [基準の内容]

①重要な視点場（別表1）から直接的に見える場所での行為は避けること。

[対象地区…**低** **中** **市沿** **農沿** **工** **観** **海岸** **ハ** **農** **海**]

##### [手法]

- ・「重要な視点場」の位置を確認し、「重要な視点場」からの行為地の見え方に応じて、必要な配慮・工夫を行います。  
⇒解説図 建築(1)-1：重要な視点場 ※再掲
- ・地形条件等をもとに行為地の場所を工夫し、できる限り「重要な視点場」から直接見えないよう配慮します。  
⇒解説図 開発(1)-1：行為地の場所の工夫 ※再掲
- ・やむを得ず、「重要な視点場」から直接見える場所となる場合は、行為の範囲を最小限とし、植栽によりできる限り目立たせないよう配慮します。
- ・特に、大規模な行為（当該行為に係る土地の面積が 1,000 m<sup>2</sup>または堆積高さが 5m を超えるもの等）については、眺望景観に与える影響を考慮して、できる限り避け、または特別な配慮・工夫に努めます。

## (2) 方法

### [基準の内容]

①道路等の公共空間から直接見えないよう、塀や植栽等により遮蔽を行うこと。

[対象地区…低 中 市沿 農沿 工 観 海岸 八 農 海]

②堆積物は、整然と積み上げ、できる限り低く抑えること。

[対象地区…低 中 市沿 農沿 工 観 海岸 八 農 海]

### [手法]

- ・行為地の敷地外周では、堆積物を遮蔽するのに十分な高さの塀や、中高木等による植栽帯を設置します。

⇒解説図 堆積(2)-1：堆積物の遮蔽

- ・遮蔽にあたっては、道路等の公共空間に面する側での植栽を重点化するとともに、塀を用いる場合は、工作物の色彩基準に適合させ、自然素材により修景するなど、周辺景観との調和に配慮します。

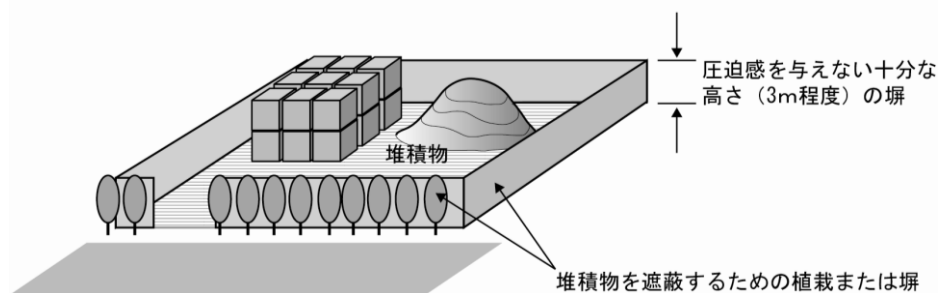
⇒解説図 建築(5)-3：マンセル値による数値基準 ※再掲

⇒解説図 建築(7)-3：自然素材等による垣・柵・塀の修景 ※再掲

- ・敷地内に建築物等がある場合は、できる限りその背面に堆積し、道路等の公共空間から直接見えないよう配慮します。
- ・やむを得ず遮蔽できない場合、堆積物は、分けて積み上げ高さを低く抑えたり、常に整理整頓することで、景観のなかで目立つことが無いようにします。遮蔽できる場合であっても、常にこのようなことを意識します。

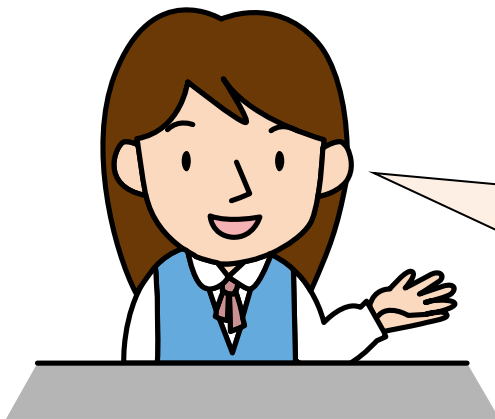
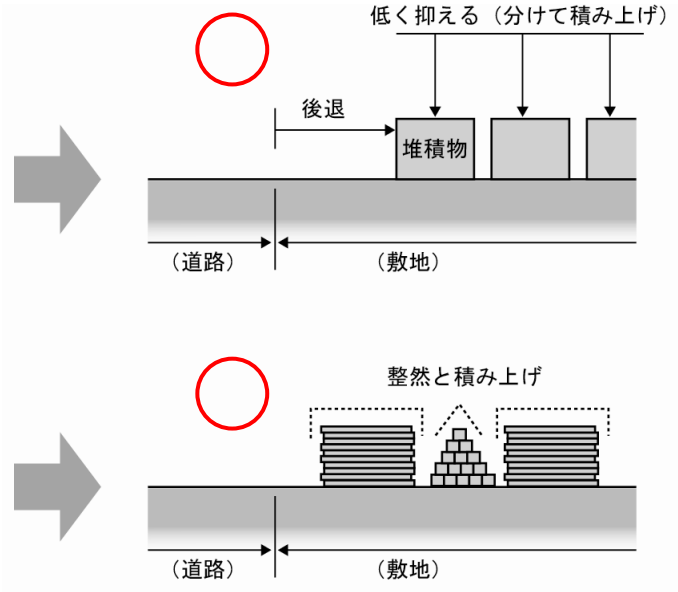
⇒解説図 堆積(2)-2：堆積物の積み上げ方法

解説図 堆積(2)-1：堆積物の遮蔽



解説図 堆積(2)-2：堆積物の積み上げ方法

道路に近い位置で、高く積み上げるとともに、乱雑に置いており、周辺に圧迫感・不安感を与えている事例



「景観形成基準編」に関しては以上です。  
皆さん、ご理解いただけましたか？  
本ガイドラインを読んでも分からない場合は、市の窓口（P10を参照）にお問い合わせください。

---

南城市景観まちづくり計画  
— 運用ガイドライン —

---

平成24年3月 初版  
平成27年3月 改訂